

平成31年2月19日

環境部事業課

吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について  
(資源物の持ち去り行為を禁止する条例)

## 1 概要

本市では、市民の良好な生活環境を守り、市が廃棄物を適正に処理することを目的として、「吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を一部改正し、市及び市から委託を受けた者以外の者が、ごみの収集場所から資源物（缶、びん、紙、布、金属類）を無断で持ち去る行為を禁止します。条例の一部改正は、平成30年9月議会で可決され、平成31年4月1日から施行されます。なお、集団回収として御協力をいただいている資源物は、団体の所有物であるため、条例規制の対象ではありません。

## 2 条例改正の目的

### (1) 市民の良好な生活環境を守ります。

資源物を持ち去る時に発生する空き缶等を潰す音、持ち去った後のごみの散乱、住宅地や通学路を走行する際の危険な運転等に対し、苦情や対策を求める声が多く寄せられているため、条例改正して良好な生活環境を保全します。

### (2) 市が資源物の適正処理を行います。

市が資源物を適正に処理することを前提として、市民の皆様には分別やリサイクルに取り組んでいただいていることから、持ち去り行為を条例で禁止することにより、市が責任を持って資源物のリサイクルを行います。

## 3 持ち去りを禁止する資源物

- (1) アルミ缶、スチール缶などの缶類
- (2) びん類
- (3) 新聞紙、雑誌、段ボールなどの紙類
- (4) 古着、シーツ、カーテン、毛布などの布類
- (5) 自転車、鍋、やかん、フライパンなどの金属類
- (6) その他、資源物を使用している物（家電製品など）

## 4 周知の方法

### (1) 市民への周知方法

- ア ごみ収集車にマグネットシートを付け音声でも周知します。
- イ 希望者には、持ち去り禁止の看板やチラシ、コンテナ用シールを配布します。
- ウ 市報（平成31年3月号）での周知
- エ 市ホームページへの掲載（3月予定）

## オ 自治会回覧での周知

## (2) 行為者への周知方法

## ア 周知パトロール（平成31年1月から平成31年3月31日まで）

チラシを配付することで、持ち去り行為は条例で禁止されることの周知を図ります。

## イ 監視パトロール（平成31年4月1日から）

早朝に、効果的な監視パトロールを実施することで持ち去り行為を抑制します。

## 5 罰則規定

指導や勧告を受けたにもかかわらず、その後も持ち去り行為を繰り返した場合には、条例に基づき、氏名等の公表や20万円以下の罰金が科されることがあります。

従業員等に持ち去り行為を行わせた事業主等についても、公表や罰金の対象となる場合があります。

## 6 市民の皆様へのお願い

(1) 深夜早朝の持ち去り行為を防止するため、ごみは夜間ではなく、収集日当日の朝8時までに出示してください。

(2) 持ち去り行為を見かけた場合、行為者への呼び止めや注意はトラブルの原因となりますので行わないようにしてください

(3) 集団回収を実施していただくことで、資源物の持ち去り行為の抑制に効果があると考えていますので、集団回収への御協力をお願いします。

## 7 今後のスケジュール

平成31年1月から	周知パトロールの実施
平成31年3月1日	市報すいた3月号掲載
平成31年3月から	持ち去り禁止看板、コンテナ用シールの配布 吹田市ホームページへの掲載 自治会への回覧（チラシ）
平成31年4月1日	改正条例施行 監視パトロールの実施

## 【連絡先】

吹田市環境部事業課

担当 宮嶋、高橋、片岡

Tel：06-6832-0026

Fax：06-6832-0092

e-mail：jigyo1\_k@city.suita.osaka.jp